

千葉県歯・口腔保健審議会議事録

1 日時

平成22年11月8日（月） 午後1時から午後2時4分

2 場所

ホテルポートプラザちば 2階パール

3 出席者

丹沢秀樹会長、浅野薫之副会長、蕨和雄委員、岡部明子委員、石野良和委員、松永敏子委員、竹蓋佐和恵委員、澁川彰子委員、久保美和子委員、黒田江美子委員、川村孝志委員、河上茂委員、湯浅和子委員、松久保隆委員

(事務局)

戸谷健康福祉部長、永井参事（兼）健康福祉政策課長、山崎健康づくり支援課長、飯田児童家庭課長、横山高齢者福祉課長、乗越障害福祉課長、田谷保険指導課長、高橋医療整備課長、山口学事課私学振興室長、中村学校安全保健課指導主事 他

4 次第

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 委員紹介

(4) 議題

ア 会長及び副会長の選任について

イ 千葉県歯・口腔保健計画の策定方針について

(5) 報告

ア 平成22年度8020運動推進特別事業について

(6) その他

(7) 閉会

5 議事

○事務局

定刻となりましたので、ただいまから千葉県歯・口腔保健審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきありがとうございます。私は本日の司会を担当いたします、健康づくり支援課の早川

と申します。よろしくお願いいたします。

なお、最初にお断りでございますが、県の審議会は原則として公開ということで、実施しております。本審議会につきましても、県民の方々の傍聴ですとか、関係者の取材、後日議事録のホームページへの掲載などを、させていただく予定でございます。御理解の方をお願いいたします。

配付資料の確認ですが、本日の会議次第と座席表、千葉県歯・口腔保健審議会の会議資料、委嘱状、次回の開催予定日についての日程調整をさせていただく紙を、委員の皆様のお手元に、お出ししてございます。もし資料の不足等ございましたら、申し出をお願いいたします。

また、開会早々に誠に恐縮ですが、今後第2回及び第3回と、会議を開催させていただく予定でございます。皆様お忙しい方でございますので、本日次回以降の日程を調整させていただきたく、お手元に「千葉県歯・口腔保健審議会の開催予定日」と書いている紙を、お配りしてございます。お手数ですが、本日お帰りになるまでに、御都合の状況をご記入の上、お帰りの際机の上に残して、御退席いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、戸谷健康福祉部長から、御挨拶を申し上げます。

○戸谷健康福祉部長

健康福祉部長の戸谷でございます。よろしくお願いいたします。本日は、委員の皆様には御多忙のところ、御出席賜りまして、ありがとうございます。また、委員に御就任いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。日頃より歯・口腔保健の関係につきましては、皆様の御理解・御協力を賜り、また今後御尽力をいただいて、私どもも様々な施策の展開をしてみたいと思っております。

御出席されている皆様方は関係団体、大学などから御推薦をいただいた、学識経験者である県議会議員の先生、また大学関係者、市町村保健・医療・福祉関係者、及び保険者の代表15名でございますが、本日は欠席の委員さんがおられます。

本審議会の役割といたしましては、歯・口腔の健康づくりの推進に関する事項につきまして、調査・審議し、これに関して必要と認める事項を知事に答申し、また建議することとなっております。よろしくお願いいたします。本年度は、委員の皆様の専門的な御意見を伺いまして、千葉県歯・口腔保健計画の策定を中心に、進めてまいりたいと思っております。委員の皆様には、幅広い御議論を賜りたいと存じます。

終わりに、今後とも歯科保健医療施策の推進につきましては、一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。私からは簡単ではございます

が、あいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

本日委員の皆様におかれましては、平成 22 年 10 月 1 日付けで、委嘱を申し上げることになりました。委嘱状ですが、時間の都合上誠に恐縮ですが、皆様のお手元の封筒の中に、入れさせていただいております。平成 24 年 9 月 30 日までの 2 年間、よろしく願いいたします。

次に本審議会に御就任いただいた委員の方々を、会議資料 5 ページの委員名簿の順に、御紹介をさせていただきます。

佐倉市長の蕨委員でございます。

千葉県歯科医師会長の浅野委員でございます。

千葉県歯科衛生士会長の岡部委員でございます。

千葉県医師会理事の鎌田委員でございますが、本日はご欠席との連絡をいただいております。

千葉県薬剤師会副会長の石野委員でございます。

千葉県看護協会長の松永委員でございます。

千葉県介護支援専門員協議会の竹蓋委員でございます。

千葉県手をつなぐ育成会広報部会長の澁川委員でございます。

千葉県保育協会会長の久保委員でございます。

浦安市教育委員会教育長の黒田委員でございます。

健康保険組合連合会千葉連合会保健事業部会長の川村委員でございます。

千葉県議会議員の河上委員でございます。

千葉県議会議員の湯浅委員でございます。

東京歯科大学教授の松久保委員でございます。

千葉大学大学院医学研究院教授の丹沢委員でございます。

○事務局

以上委員の紹介をいたしました。なお、本日の出席委員は、委員定数 15 名のうち、出席いただいている委員が 14 名で、千葉県行政組織条例第 32 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。次に、本日は第 1 回目の審議会ということで、県の出席職員を御紹介させていただきます。

戸谷健康福祉部長でございます。

学事課長代理で、山口私学振興室長でございます。

永井参事（兼）健康福祉政策課長でございます。

山崎健康づくり支援課長でございます。
飯田児童家庭課長でございます。
横山高齢者福祉課長でございます。
乗越障害福祉課長でございます。
田谷保険指導課長でございます。
高橋医療整備課長でございます。
学校安全保健課長の代理の中村指導主事でございます。
以上でございます。

○事務局

それでは議題4の(1)千葉県歯・口腔保健審議会の会長及び副会長の選任について、お諮りしたいと思います。選出の方法につきましては、千葉県行政組織条例第30条第1項により、委員の互選により定めることとされております。皆様いかがいたしましょうか。

はい、岡部委員お願いいたします。

○岡部委員

この審議会の会長の方に、丹沢委員を推薦したいと思います。それから、副会長の方を、歯科医師会の浅野先生を推薦させていただいてもよろしいでしょうか。

○事務局

ただいま会長を丹沢委員に、副会長は浅野委員にという御指名をいただいたところですが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは皆様の御賛同をいただきましたので、丹沢委員に会長、浅野委員には副会長をお願いいたします。恐れ入りますが、両委員におかれましては、会長席と副会長席の方に席の移動をお願いいたします。

それでは丹沢会長から、御挨拶を賜りたいと思います。

○丹沢会長

重責を御指名いただきまして、責任を感じております。今回の審議会は、昨年までと違って、条例のもとでということで、全国でも非常に評価が高く、千葉県が先んじて力を入れて作ったということが、全国的にも理解されていると思います。

是非皆様のお知恵やお力をお借りして、良い計画を策定し、その目標に向か

って実のある実行ができればと考えております。微力ですが、皆様と共に頑張らせていただきます。さらなる皆さまの御協力をお願いしたいと存じます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。これから先の議事につきましては、千葉県行政組織条例第32項第1項の規定によりまして、会長が会議の議長を務めることになっております。それでは丹沢会長、よろしくお願いいたします。

○丹沢会長

早速議事に入らせていただきます。はじめに、本審議会の議事録署名人を指名いたします。松永委員と松久保委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議題4の(2)にあります「千葉県歯・口腔保健計画の策定方針について」、をお諮りするわけですが、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局

健康づくり支援課の山崎でございます。私の方から、千葉県歯・口腔保健計画の策定方針について、御説明をさせていただきます。お手元の千葉県歯・口腔保健審議会会議資料、左上をホッチキスで止めてあります資料を御覧ください。

1ページをおめくりいただきますと、目次が出ております。もう1枚おめくりいただきますと、この千葉県歯・口腔保健審議会の設置の根拠となっております、千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例、この条文を載せさせていただいております。当条例につきましては、自民党から議員提案の形で提出をされ、今年の2月議会で成立をし、公布されているものでございます。

これから御審議いただきます千葉県歯・口腔保健計画についてでございますが、この条例の下段、第9条の条例の定めがございます。抜粋して読ませていただきますと、「知事は、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定めなければならない。」と定められておりまして、2項におきまして、「千葉県歯・口腔保健計画は、次の各項に掲げる事項について定めるものとする」とされております。

1点目が、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な方針。2点目が、歯・口腔の健康づくりに関する目標。3点目が、歯・口腔の健康づくりに関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策。4番については、前各項に掲げるもののほか、必要な事項ということになっております。

3項でございますが「知事は、千葉県歯・口腔保健計画を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、この千葉県歯・口腔保健審議会及び市町村その他関係者の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。」とされているところでございます。

その裏2ページ目をご覧ください。県が県民の歯・口腔の健康づくりを支えるために、行うべき基本的な施策でございます。条例の第10条、こちらに1項から7項まで書かれているとおりでございます。

これらの条例の定めを踏まえまして、本日お諮りさせていただきます、千葉県歯・口腔保健計画の策定方針（案）についてでございますが、この資料の7ページをご覧ください。策定方針（案）におきましては、条例の定めに従いまして、まず1番目に歯・口腔の健康づくりに関する基本的な方針というものを、盛り込むとしております。

その内容ですが、1番目にこの計画の趣旨、2番目に計画の性格、性格については、千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例第9条の規定による計画であるということ。また本県の歯科保健医療に関する総合的・効果的に推進するための基本的な指針であること。また市町村に対しましては、市町村独自の計画策定や施策の指針となるようなものであること。4点目に県民その他の関係機関・団体にとっては、自主的・積極的活動の指針となるもの。以上を踏まえて、関連する県の計画との整合を図るものとさせていただいております。

(3)の計画の期間でございますが、千葉県保健医療計画、こちらの方と整合性をとりながら平成23年度、来年度を初年度とし5年間、平成27年度を目標年度としてはどうかという案でございます。ただし、計画策定後の状況の変化によって、必要に応じて適宜見直すということで、書かせていただいております。

2番目に、歯・口腔の健康づくりに関する目標ということで、生まれて乳幼児から高齢期に至るまで、ライフステージに応じた目標を定めることとしてはどうかという、提案でございます。

3番目に、県が具体的に、総合的かつ計画的に講ずべき施策ということで、ここには条例の第10条にあげられております項目を、添付させていただいております。

具体的には、1番目が歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集と提供、並びに市町村その他関係者の連携体制の構築ということでございます。

2点目は、市町村その他関係者が、フッ化物応用等のむし歯の予防対策を行う場合、その効果的な実施に関することということでございます。

3点目については、市町村その他関係者が行う母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた、生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関することということでございます。

4 点目については、障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくりに関することでございます。

5 点目が、歯・口腔の健康づくりの業務に携わるものの確保及び資質の向上に関すること。

6 点目が、歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査・研究に関することとしておりまして、7 項がその他ということで、載せさせていただいております。

1 枚おめくりいただきまして、9 ページをご覧くださいと思います。以上のような内容を踏まえまして、これから策定していただきます「千葉県歯・口腔保健計画の骨子（案）」ということで、いわゆる目次に相当するような形で、こちらにお示しをさせていただいております。

今、策定方針で御説明させていただきましたとおり、第 1 章に計画の基本方針、第 2 章に目標、第 3 章に歯・口腔保健の現状と課題というところを、加えてはどうかと考えております。第 4 章については、施策の方向ということで、骨子ということで目次に相当するところではございますが、これから御議論をいただければと、考えているところでございます。

戻りまして 8 ページでございます。計画策定のプロセスでございます。(1) は、この「千葉県歯・口腔保健審議会」でご意見を伺いながら、策定をまいります。(2) でございますが、パブリックコメントの実施とか、県民の方が集まられますイベントの機会を活用するなどして、県民の方々の御意見をお伺いするとともに、市町村や保健・医療・福祉・教育等の関係団体の御意見もいただきながら、計画を策定していければと考えております。

最後に、5 番のところの策定スケジュールでございますが、本日 11 月 8 日に、第 1 回目の審議会を御審議いただいております。この後の御議論によりまして、策定方針、骨子案についてお認めいただければ、この後事務局の方で、関係団体や市町村などの御意見を伺いながら、計画素案の作成を進めさせていただければと思っております。そして、年明けになるかと思いますが、第 2 回の審議会で、計画素案を御検討いただければと思っております。

そこで計画素案をおまとめいただけましたら、その後パブリックコメント等、市町村、保健・医療・教育等との関係団体からの意見聴取をとりまして、コメントを踏まえて、必要な修正を加えたものを 3 月、年度末を予定しておりますが、第 3 回のこの審議会でお諮りをさせていただければと、このようなスケジュールで、考えているところでございます。

以上、千葉県歯・口腔保健計画の策定方針について、御説明させていただきましたが、本日この資料の中に、参考資料を若干付けさせていただいておりますので、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。同じ資料の 12 ページ

を、御覧いただけますでしょうか。

こちらは横表になっておりますが、対象の方が胎児期から老年期というところまで、いわばライフステージを通じて、どういった歯科的な特徴、課題があるかということと、現在施策として行われているような具体策、例えば胎児期ですと、母親教室等で歯科保健指導があります。幼児期になると、1歳6ヶ月と3歳の時に、歯科健康診査がありますといった形で、整理をさせていただいた表でございます。

続きまして、13ページでございます。これは今年度の私ども県の方の、歯科保健関係予算ということでございまして、大きく分けまして、普及啓発に関する事業、8020運動、これは80歳で20本の自分の歯を残しましょうということですが、8020運動の推進ということで、特別事業を実施しているものでございます。

その他在宅歯科保健医療の推進、また県のビーバー号という、巡回診療指導車を活用いたしました障害者、難病の方等への歯科保健サービス、また歯・口腔保健審議会の開催を含めました体制の整備といったものを実施させていただいております。平成22年度は、合計のところにありますように、65,157,000円という予算で、現在歯科保健関係の事業を県として、実施をさせていただいたところでございます。

以下の14ページ以降は、統計的などところをつけておりますが、14・15が平成20年度の数字になりますが、3歳児の歯科健康診査の実績でございます。14ページは、県単位の全国比較ですが、御覧いただきますように、千葉県は大体47都道府県の、真ん中よりちょっといいかなというくらいのところ、全国平均的なところでございます。

15ページを御覧いただきますと、今度は県内の市町村別の、3歳児のむし歯の有病者率というものを、グラフにしたものでございます。県平均が26.3%ですが、最も少ない市町村が白子町の17~18%くらいでしょうか。一番多かったのが東庄町で、60%近いというように、まだまだ地域による差があるというところがお分かりになるかと思えます。

16ページは同じように、今度は12歳、中学校1年生の一人平均のむし歯数というところでございまして、全国の中では、全国平均と同じ数字の1.4ということで、真ん中くらいにございます。

17ページが同様に、12歳児の県内の市町村別の数字でございますが、県平均1.4といたしまして、こちらにありますように市町村毎の、地域毎の差があるということでございます。

18ページは、今度は成人のところ、歯周疾患ということでございます。上にあります折れ線が全国の数字、下にあります折れ線が千葉県の数字でござい

ます。これは異常を認めない方の割合ですので、高い方がいいのですが、残念ながら全国より、少し下回っている状況でございます。

次に19ページですが、先程8020ということをお申し上げしましたが、これは年齢区分毎の自分の歯を、20本以上持っている人の割合ということで、御覧いただきますように、40代まではほぼ20本以上ありますが、50代から急に下がってまいりまして、50代だと7割。8020の目標になっています80歳以上では、20%の方が、8020を達成しているという状況でございます。

最後でございますが、20ページでございます。これは県で行いました、生活習慣に関するアンケート調査の中で、歯のセルフケアをどういうふうに行っているかということで、定期的な歯の健康診査を受けている人の割合が、上のグラフでございます。

下は定期的な歯石の除去や、歯面の清掃を、歯科医師のところに行って、提供してもらっているかというところでございますが、いずれも3割から4割程度ということで、経年的に12年・17年・19年・21年という数字を、掲げさせていただいております。あまり変化の無い状況というところでございます。

以上歯・口腔保健計画の策定方針と併せて、本日用意させていただきました資料の説明をさせていただきました。御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

○丹沢会長

ありがとうございます。事務局から、御説明をしていただきましたことについて、何かご質問とか、あるいは提案とかございますでしょうか。策定方針案については、それぞれの項目について、承認するとか変更する、修正するとか追加するとか、そういうことがあるかどうか。それから計画の骨子案についても、何か追加することがあるか、そういうことになるかと思いますが、いかがでしょうか。

○浅野委員

すみません、副会長という席にいて申し訳ありませんが、歯・口腔の健康づくり推進条例につきましては、策定をしていただきまして、歯科医師会を代表してお礼申し上げたいと思います。この条例は、全国各地で策定を目指していますが、既に11道県で実施されていまして、千葉県の場合は日にちの関係がありますが、5番か6番目というところで、早々と歯科関係としても来年度の目標として取り組みたいと思います。

1つ御説明に対しまして、お伺いしたいところがありますので、よろしく願いいたします。9ページの骨子ですが、先程からの御説明で、歯・口腔の健康づ

くりが、幼児期から高齢期のライフステージを通して、継続していくというのがありました。第2章の目標を見ますと、幼児期・学童期・成人期という1・2で限定はされていますが、高齢者とか乳児、障害者等について、第3章・第4章では記載があるわけですが、目標のところでは書かれなかった理由といますか、そういうことについて。

○事務局

ありがとうございます。9ページの骨子案についてでございますが、第2章の目標のところについての御指摘をいただきました。こちらの目標のところについては、具体的な数値目標等も含めながら、最終的に作成していただければとも思っております。

ここには幼児期・学童期・成人期・その他ということでしたのですが、今の副会長の御指摘を踏まえまして、また関係者などの意見も聞きながら、必要などころの目標の設定、最終的な項立てについては、御意見を踏まえて検討をさせていただいて、素案の形で、お諮りをさせていただければと思っております。

○丹沢会長

御指摘いただいたことは、御審議していただくというよりも、項目立てをどうするかということで、事務局の方で検討してください。他にいかがでしょうか。

○松久保委員

むし歯は数値として非常に表しやすい数値です。目標を設定する場合、むし歯の場合はいいのですが、歯周疾患の場合は、なかなか難しい部分があり、歯の喪失の予防である現在歯数を目標とすれば、歯周疾患の予防も含められ、数値としてはっきりしているのも、それも含めていただきたい。目標の設定は、数値として示しやすい数値を用いる方が良いと思います。以上です。

○丹沢会長

この件に関しては、先程と同じようなことでよろしいですね。できるだけ数値化できるような形にしたいと思います。他にいかがでしょうか。

○岡部委員

この中に直接は、書いていただかなくても結構ですが、特に母子の部分で、お母さんのお腹の中の時期から取り組んでいただきたいということと、今は口

腔機能ということに、着目している時期ですので、そういうことに関しまして、この政策の中に入れていただけたら、ありがたいと思っております。

○丹沢会長

そういうところは、検討していただくということでいいと思いますが、今の口腔機能に関するところは、ちょっと難しいですね。これは医療審議会との刷り合わせというか、結局歯科関係だけで決められないことが、出てきてしまうのですね。嚥下とかいろいろな問題が出てきます。咀嚼とかは問題ないのですが、構音とか発音について、それから嚥下ということに関しては、少し医科の方とも刷り合わせをさせていただければありがたいのですが。事務局その点についてはいかがですか。

○事務局

御指摘のように耳鼻咽喉科ですとか、そういったところとも刷り合わせが必要などころについては、施策あるいは目標の策定の中で、関係者として医療関係の方にも、御意見を伺うなどして、またその必要があれば、県の保健医療計画とも関係しますので、私どもでも調整をして、作成をさせていただければと思っております。

○丹沢会長

他にいかがでしょうか。

○湯浅委員

ここに参加するに当たって、非常に私自身悩ましい問題で、この第4章の中にありますフッ化物の問題がございました。私自身も勉強をしていかなければいけないのですが、次の段階までに、このフッ化物に関しての行政が持っている資料とか、学術性といいますかそういうものがあつたら、示していただければと。

私の所属している会派の中でも、この問題について、とうとう結論が出ないまま、条例づくりには参加してしまいました。ですから、他の方々にも、こういう資料が出ていますとか、こういう規定がありますということで、お話をしていかなければいけませんので、よろしく願いいたします。

○事務局

御指摘いただきましたフッ化物の応用といった予防対策については、歯・口腔の健康づくり推進条例の議論の中でも、御議論をいただいたところでござい

ます。現在はフッ化物応用等については、学校や保育園、幼稚園等の場で、行政でいいますと市町村が中心になって進めているところでございます。国の定めたマニュアルに基き、保護者の方を含めて、御納得いただいた上でということで、やっている状況でございます。

今御指示のありましたフッ化物に関する資料については、適宜取り揃えて、次回にも出させていただきますし、必要がございましたら、事前にも委員の皆様にお渡しできるようにさせていただきたいと思っております。

○丹沢会長

フッ化物については、先程強制ではないという立場が表明されています。ただ、条例にフッ化物というこが書いてあるので、そういう御意見も出るかと思っております。ただ、学術的には適正な濃分、適正な化合物を使えば、問題はないし、効果があるというのは、一般的な見解だと私は思います。いろいろな御意見があるとは思いますが。

いずれにしても、こういう項目がありますよ、こういう逆に反対意見がありますよ、こんなことが可能ですがいかがですか、みたいな御提案の程度のこと、今回は図るという方向でいかがでしょうか。その辺のことは、県の方としてはどうですか。強制ではないのですよね。

○事務局

こちらの施策の方向の具体的な中身については、先程御説明させていただきましたとおり、関係団体の皆様、また市町村の御意見も伺いながら、どのような記載になるか、検討させていただければと思っております。基本的には、先程お話しさせていただきましたように、きちんと情報提供を、実際お受けになる方にさせていただいた上で、御本人の了解を得た上でやっていただくという、これについては変わらないところと考えています。

○丹沢会長

条例に書いてあるものですから、よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

○松永委員

お尋ねしたいことですが、この計画策定に当たっては、改めて実態調査というのは、予定されていないのでしょうか。10代の健診結果とか、そういうものから数値を引き出して使っていくという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

今日はお示しできていないのですが、実は先程資料の13ページで、今年度の県の歯科保健関係の予算の中で、体制の整備の中に、1番下の行になるのですが、千葉県歯科保健実態調査というものを実施する予定で、今データを集めているところでございます。

さっきの1歳6ヶ月、3歳児の健診のデータ等々含めまして、集めているところでございますので、今後これらのデータをこの審議会資料としても、お示しさせていただきながら、必要なところを計画に盛り込むような形で考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○丹沢会長

ここは審議会ですので、今までの経過は、その都度この審議会が開かれる度に、最新の情報、実態調査とか、そういうことの結果を全部踏まえて、審議会として、こういう目標、こういう施策はどうですかという話し合う場がございます。過去のものも使いながら、できれば実態調査も利用している、そういうことで御理解いただけたらと思うのですね。他にいかがでしょうか。

私の方からいいですか。実は歯と口という話で、先程の口腔機能のこととも関係あるのですが、せつかくここには、歯科医師だとか歯科衛生士以外のいろいろな分野の人が集まっているのですよね。

そういうところで、是非少し広い目で見ても、いろいろなことにアドバイスをいただいて、全体的な総論ですが、策定方針の案、骨子の案そのものに対する御質問や御追加とかをいただいて、策定方針の案と骨子の案をより良いものにして、歯・口腔保健計画をつくるわけです。

その辺のことを、もしよろしければ、どういうふうに進めていくかという御説明をいただけたら、皆さんが安心されるのではないかと思います。

○事務局

本日以降の作業の進め方ということになると思いますが、本日の議案をお認めいただけたとしましたら、この策定骨子案に従いまして、先程の策定のプロセスにありましたように、市町村、保健医療・福祉・教育の関係団体の御意見をいただきながら、事務局の方で素案の作成という、いわば叩き台みたいなものを作らせていただければと思っております。

もちろん委員の皆様にも、改めて御意見を伺いながらということで、進めてまいります。先程の会長の御指摘にもありましたように、是非こういう団体で、こういう関係者の意見も聞くべきだということもございましたら、本日に限らず、事務局の方に御指摘をいただければ、なるべく幅広い多くの方々の

御意見をお伺いして、集約をさせていくように、ここで進められればと思っております。

その計画素案を、年明けになると思いますが、この審議会でも第2回目までに作成をいたしまして、なるべく事前に委員の皆様には御覧いただけるようなスケジュールで、作業をさせていただきたいと考えています。

○丹沢会長

8ページの策定スケジュールの1～2月がかなりタイトなのですね。3月は議会やいろいろなことの関係もあって、来年度の関係があるので、かなりぎりぎりの計画ということで理解いただいて、2月の時には最終的に計画案は固まるということですね。

今日は時間が1時間15分しかないということですから、この骨子と策定案をしっかりと決めるということが、すごく大事です。決まりましたら、その素案をいろいろな形で皆様の御意見をいただきまして、修正したり追加したりしながら、1月へ向けて考える予定だということでございます。

いかがでしょうか。スケジュールの方はそういうことで御理解をお願いするとともに、その進め方ですが、皆さんに直接いろいろな形でご意見を集めて、あるいは事務局から私のところに、メールなりを送っていただいて、整理させていただく形ということですので。進め方はよろしいでしょうか。

あとは策定方針と骨子をもう一度この場で、ここには項目だけ載っていますよね。今日決まったことが完全でない、後になってあれもこれもと出ることになりかねません。具体案のところは、各論のところをお読みいただければと思います。

○久保委員

目標ですが、1番の大事なところは赤ちゃんからということで、幼児期となっていれば、赤ちゃんも含めてということなのでしょうが、一般の人たちが見た時に、乳幼児期と入っていると、余計に赤ちゃんから大事なのだなということが、分かるような気がするのです。大したことではないのですが。

○事務局

御意見を踏まえて、検討させていただきたいと思っております。

○丹沢会長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは時間のこともありますので、今日のこの議事の内容について、もう少しこれもということがもしあ

れば、早目に出していただいて、それに沿って事務局の方で、素案というか案を作っていたで、それを皆さんで審議という形にできますので、早目に確認されて、一応これでお認めいただいたということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

それではそれで、進めさせていただきたいと思います。8020 運動の推進特別事業についての報告事項ですが、事務局から御説明をお願いします。

○事務局

それでは、報告事項の「平成 22 年度 8020 運動推進特別事業について」、事務局の方から御説明をさせていただきます。先程のお手元の資料の、10 ページをご覧くださいませでしょうか。

この 8020 運動推進特別事業というのは、目的のところにありますように、県民の歯科疾患予防等歯の健康の保持を推進させる観点から、地域における 8020（ハチマル・ニイマル）運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的にするということです。これはいわゆる国庫補助事業でございまして、県が直接に実施、あるいは委託をする形で実施をできるという事業でございまして。

内容が県単位で、比較的自由度の大きい事業と私どもは受け止めております。中にいろいろな事業が入ってまいりますので、本来であれば当審議会の御意見をお伺いしながら、こういった内容をやっていくか、どのように進めていくかというところを、御意見を頂戴しながら、進めていくべきものでございまして。

しかし、平成 22 年度については、条例の施行が 4 月 1 日からということもあり、これまでにありました 8020 運動推進運営委員会という、県の方で設置をさせていただきました委員会の御意見を聞いて、22 年度については、このような形で進めさせていただいておりますという御報告でございまして。

次年度以降につきましては、その方向性と、またこの第 2 回目以降で、皆様にはお諮りをさせていただきながら、進めていきたいと考えております。今年度実施しております内容ですが、10 ページの 2、対象事業のところ、1・2・3・4 ということで、大きく分けて 4 項目の事業を実施しているところでございまして。

1 項目が、障害児摂食嚥下指導調査研究事業ということで、障害をお持ちのお子様の中には、口腔機能の発達ということで、咀嚼や嚥下に課題を有する方もいらっしゃいます。ニーズを踏まえながら、県内の障害児施設を訪問という形で、継続的な摂食嚥下指導の体制を、構築することというものでございまして。また、併せて県内の障害児に対する摂食嚥下指導等に対する資源調査を行うという内容でございまして。

2 番目が、要介護者等摂食嚥下指導普及事業というところで、ご覧のリハビリ

を専門とする病院、回復期リハビリテーション病棟というところがございます。こちらに脳卒中後のリハビリをお受けになる方、あるいは骨折後のリハビリをお受けになるような方がいらっしゃいます。

特に脳卒中の方ですと、摂食嚥下に関する機能に障害を受けていることが多いですので、病院と地域の歯科かかりつけ医等が連携をして、要介護の方に摂食嚥下の指導を普及していこうということを、目的とした事業でございます。

3番目のフッ化物洗口普及事業ということでございまして、これは障害児施設、保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等々の施設におきまして、フッ化物洗口に対する理解と情報提供のもとに、推進体制の構築を図ろうということでございます。

4番目ですが、病院入院患者口腔ケア普及推進事業ということで、病院の看護師、あるいは医師等に対し、口腔ケアに対する研修を行うとともに、病院とかかりつけ医等が連携する仕組みを構築するというものです。

先程の介護の高齢者だけではなくて、例えばがんで抗がん剤の治療を受けていらっしゃるような方ですと、口内炎とか口腔の問題が大きいものですから、そういったものについての対応ができるような研修を、実施をしていこうという事業でございます。

裏の11ページを御覧いただけますでしょうか。今年度はこのような4個の事業について、先程の8020運動推進運営委員会で、ご了承いただきましたので、3に掲げておりますようなスケジュール、今の1・2・3・4について、事業の委託をさせていただき事業者等について、今年度は公募の形で実施をさせていただきました。そのスケジュールが、3にお示ししたとおりでございます。

このスケジュールによりまして、8月の下旬に委託の契約を行っておりまして、現在それぞれ、事業を実施していただいているところでございます。その委託事業者が、4のところにお示ししたところでございます。

1番目の障害児摂食嚥下指導調査研究事業、これは(社)千葉県歯科医師会にお願いをしております。

要介護者等摂食嚥下指導普及事業については、(社)八千代市歯科医師会と東京湾岸リハビリテーション病院等、こちらにお示しいたしました5つの事業者にも、お願いをしているところでございます。

フッ化物洗口普及事業については、(社)千葉県歯科医師会及び(社)千葉県歯科衛生士会、この2つの事業者の方々に、お願いをしているところでございます。

最後の病院入院患者口腔ケア普及推進事業については、東京歯科大学市川総合病院等の4事業者にも、お願いをしているところでございます。以上平成22年度の、8020運動推進特別事業についての御報告でございます。どうぞよろしく

お願いいたします。

○丹沢会長

ありがとうございました。このことについて、何か御質問とかございますか。実際にもう既に委託がされているのですね。大事なのは公募です。公募で委託されて、事業が実際に行われています。

どの部分も実は障害児、要介護者、あるいは施設等の専門職員、あるいは病院入院患者の口腔ケアの動きです。医科の総合病院のような、総合的な体制は評価され、推進されているものです。それが実際に行われているということ自体、大事なことです。非常に評価されると思います。いかがでしょうか。

○浅野副会長

事情はよく分かっているのですが、公募をしてやるのは、大変結構なことだと思いますし、時間がかかるのはわかるのですが、事業を実施する期間が非常に短くなってしまいますので、この辺の工夫をしていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○丹沢会長

これは県の問題だけではないと思いますので、いろいろ努力していただくということでお願いいたします。このことについて質問がなければ、用意いたしました議題は終了ということになります。その他に入るわけですが、実は時間がないのですが、皆様の御協力で、10分くらいまだディスカッションをする時間が残っております。何か気が付いたこととかそれぞれの立場で、別にこの議題とか施策に関係なく、少し県の政策等に何かございましたら、フリートーク的に10分くらいお話をさせていただければと。いかがでしょうか。

○澁川委員

私は県の手をつなぐ育成会という、知的障害の家族の団体から来ております。今日いただいた資料を拝見いたしました。障害児者に特化したものにも、眼を向けていただいているのを、大変うれしいと思います。

特に障害者の場合は、本人よりも周りの親ですとか施設とか、そちらの方の関心が、ものすごく本人に影響するということと、今も学校に行けない、施設に行けなくて、在宅でいらっしゃるという方が、どうしてもいろいろな施策のもとで、谷間になってしまって、こういう素晴らしい取り組みをしても、それがなかなか1人ひとりの個人まで、届かないところがございます。

実施しているところ、これから決めるところにつきまして、できましたら、

施設とか作業所と共に、そういう単位とともに個人の谷間の方に、何とか情報を届けるような形を、工夫していただけたらなと思っております。

○丹沢会長

ありがとうございました。大変貴重なご意見です。他にいかがでしょうか。

○蕨委員

佐倉市長の蕨和雄と申します。直接関係はないかもしれませんが、佐倉市では毎年、むし歯予防大会というようなことがありますて、お集まりの中で歯医者さんに、子供たちの歯のチェックとか、あるいは大人も含めて、やっていたいっているのですが、時々口腔がんの人が結構発見されるのです。

その疑いのある人とか、実際に口腔がんになってしまっている人もいますが、2～3人発見されるので、これからその辺の動向がどういうふうになっていくのかなということ、心配しています。やはり医師会との連携で、やっつけかざるを得ないと思うのですが、その辺は私も専門家ではないので、よく分からないのですが、ちょっと気がかりな点がございましたので、お話しさせていただきました。

○丹沢会長

口腔がんについては、市町村の歯科医師会や県の歯科医師会なども、力を入れてくれていまして、それぞれ口腔がんの検診事業をやっています。日本では年間6,500人くらいの口腔がんが発生するのですが、千葉県は全人口の20分の1ほどが居住しています。単純計算すると、三百数十人にがんが年間に発生しています。

ある時点で輪切りにした時に、全員赤ちゃんからおじいちゃんの年齢まで全部の方を一気に本格的に検診して発見できる率、つまり、全県的に口腔がん罹患してまだ病院にかかっていない人を発見できる確率を考えると、その数はごく数名というところですね。1回の検診では、このため、検診としてやることは、非常に難しい事業なのです。ただ、そのことによって、かなり関心を持っていただいている人が増えてきています。

お医者さんの方は、私も医学部で医学生に教えているのですが、口腔内をわりと診てもらえないですね。不思議ですがね。口内炎として診てしまう。恥ずかしいのですが、実情です。

他にいかがでしょうか。あと1つ2つ、何かありますか。

○竹蓋委員

私は介護支援専門員を实际やっております、お年寄りの方と接する機会が多いものですから、お年寄りの方の歯とか口腔のことについては、本当に日々悩むところではあるのですね。何が1番悩むかといいますと、お年寄りの方というのは、全部義歯にしてしまえば、歯を磨かなくていいやとか、未だにそういう思いというのが根付いていらっしやいまして、1本しかない歯がすごくむし歯になっている状態でも、放置してしまう。

そこに対しての指導というのは、多分地域で行っているとは思いますが、ほとんどそう根づいてしまっている頭の中身というのが、なかなか替えられないということがあります。高齢者の中でも、1番の難点というのは、実際に対象になる方々の頭の中身を替えることが、本当に困難だなというところを、日々感じている次第です。

介護保険でも、だいたい訪問歯科診療というものを導入していただいたことで、動けない、歩けない、行けないという方々に、対応する力は出てきてはいるのですが、实际は御本人様方、それから御家族様方の頭の中身が替わらないところが、支障になっているかなという感覚を持っております。その辺りに、どうにか切り込めたらいいなどは、感じているところです。

○丹沢会長

計画を立てる時に、具体策を含めて、啓蒙だとか指導だとか、個別のところも、さっきの障害児の方のところまで含めて行う必要があると思います。

○久保委員

歯磨きのことが出たので、今ちょうど私たちは、就学前の子供たちですが、昼を食べると必ず、もう習慣にしようということで、食べたら磨くということを習慣にしています。できるだけ小さい時から、習慣付けるとはすごく大事ななと思いました。

先程、車の中でラジオを聞いていたら、食事をする前に歯を磨きますか、後に磨きますかというのをやっていたのです。私たちはなんとなく、食べた後じゃないのと思ったら、それは50%くらいしかなくて、食べる前に磨いた人もいました。あれと思ったら、朝起きてすぐ磨くので、食べる前という人もいたということで、私たちも小さい時は、そんなことがあったなと思いながら、習慣は大事ななと思いました。

その辺で啓蒙は、是非していったらいいなと思います。

○丹沢会長

いろいろと話しても尽きないと思うのですが、そういう具体的なことというの

も、もし要望があれば、メールで送っていただければ、実のある施策、そういうものに反映されていくと思いますので、是非お願いいたします。そろそろ時間になりましたので、特にございませんか。事務局の方はいかがですか。

○事務局

ございません。

○丹沢会長

それでは、非常に今日は駆け足だったのですが、1番大事な部分は策定方針のところですね。それを皆様に決めていただきましたので、具体策については、次回までに、皆さんの御意見を聞きながら、素案を作ります。それでは本日の議事を終了したいと思います。進行を事務局の方にお返しします。

○事務局

どうもありがとうございました。次回の会議ですが、来年1月に開催を予定させていただいております。冒頭お話をしたのですが、委員の皆様には、日程調整の紙に御記入をいただき、机の上に残しておいていただくように、お願いいたします。以上もちまして、千葉県歯・口腔保健審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。